

5 親水性防波堤

親水性防波堤については、構造形式に応じて、**本章3 基本的機能を有する防波堤**に準じる他、以下によって性能照査を行うことができる。

- (1) 親水性防波堤の性能照査にあたっては、**港湾環境整備施設技術マニュアル¹⁾**を参照することができる。
- (2) 防波堤に魚釣り施設等の親水機能を付加して、多目的使用を図ることができる²⁾。
- (3) 親水性防波堤は、利用者が海中に転落する危険性を考慮して、必要に応じて転落防止柵等の附帯施設を適切に設けるものとする。特に、緑地や広場に隣接してこれらと一体となって機能し、幼児や児童も含め、不特定かつ多数の者の利用が見込まれる場合における転落防止柵の構造形式や諸元等については、児童等のよじ登りを防止するために縦柵構造を採用することが望ましい²⁻¹⁾とともに、幼児の頭部及び胴体の入らない構造として縦格子の内法間隔は10cm未満とする²⁻²⁾ことが望ましい。あわせて、部材と路面の間等からの幼児等のすり抜けによる転落の防止にも配慮した構造とすることが望ましい。なお、**文献2-3)**では、転落防止柵の高さや格子間隔等の定量的な基準値等に関する法令やガイドライン等について港湾並びに他分野を対象として横断的に整理されており、参考とすることができる。
- (4) 一般市民等が訪れる親水性防波堤の天端高については、しぶきや越波量等について市民の利用面及び安全面からの検討が必要である³⁾。
- (5) 高齢者及び身体障害者の利用に際して、防波堤上の通路、スロープの幅員及び勾配等は、車椅子等での安全な移動が可能となるように、努めなければならない^{4) 5) 6)}。
- (6) 生物の生息への配慮により、親水機能を高めることもできる（〔参（共）〕**第3章2 生物共生型港湾構造物**）。

〔参考文献〕

- 1) 沿岸開発技術研究センター：港湾環境整備施設技術マニュアル，1991．
- 2) 防波堤等の多目的使用に関するガイドライン 第2版（案）：国土交通省港湾局，2017．
- 2-1) 日本道路協会：防護柵の設置基準・同解説 ボラードの設置便覧，2021．
- 2-2) 日本公園緑地協会：都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（改訂版）の解説，2017．
- 2-3) 松田茂：港湾の親水空間における転落防止柵の現状，国土技術政策総合研究所資料No. 1215，2022．
- 3) 高橋重雄，遠藤仁彦，室善一郎：越波時における防波堤上の人々の転倒に関する研究－親水性港湾構造物に関する水工学的研究（第2報）－，港湾技術研究所報告 Vol. 31 No. 4，1992．
- 4) 運輸経済研究センター：公共交通ターミナルにおける高齢者・障害者等のための施設整備ガイドライン，1994．
- 5) 吉村晶子，上島顕司：外部空間におけるバリアフリーに関するデザイン論的研究-港湾・海岸における課題とその解決方法について-，国土技術政策総合研究所研究報告No. 6，2003．
- 6) 国土交通省：ユニバーサルデザイン政策大綱，2005．